



新個人所得税十問十答シリーズ（その1）

2018年10月24日



【背景】

- 2018年9月5日、中国の改定後の個人所得税法が公布されました。2018年10月20日に『個人所得税改革実施条例（意見募集稿）』が公布され、2週間パブリックコメントを募集しています。
- 今回の個人所得税の改定は、7年ぶりの改定であり、従来の個人所得税法が大幅に変更されています。伝智コンサルティングは、4回に分けて、Q&Aの形で今回の個人所得税法及びその実施細則の改定のポイントについてご紹介させていただきます。
- なお、実施細則は現時点では意見募集稿であり、パブリックコメントを受け付けているため、今後正式に公布される実施細則は意見募集稿と大きく変わらないことを予想されますが、若干異なる可能性がございます。貴社が税務処理、人事制度等をする際には、専門家よりアドバイスをもらうことをお勧め致します。



Q1：今回の個人所得税改革の主な変更点は何ですか。

1.「納税者」の判定基準	2.総合と分離税制の併用	3.基礎控除額の引上げ	4.税率構造の調整
居住者及び非居住者の重要な判定基準として、「183日」を導入する。	課税所得項目を統合し、総合と分離税制を両方採用し、一部の労働性所得（給与所得、労務報酬、原稿料報酬、特許権使用料）に対し、総合所得項目として課税する。	基礎控除額を5,000元/月（年間60,000元）に引き上げる。	給与所得における中低税率の幅を拡大する。
5.特別付加控除項目	6.徴収管理制度の変更	7.租税回避防止の導入	8.社会協同監督
総合控除制度を初歩的に確立し、5つの特別付加控除項目（子女教育費、継続教育費、重病医療費、住宅ローンの利息/住宅家賃、老人扶養費など）を導入する。	納税者識別番号を導入し、居住者個人が取得した総合所得に対し、源泉徴収と確定申告の徴収方法を採用する。	租税回避防止条項を導入し、合理的な方法で納税調整を行う権限を税務当局に付与する。	多部門間の情報共有システム及び個人の信用情報システムを構築する。



Q2：個人所得税の控除項目は何がありますか。

- 個人所得税の控除項目は基礎控除、専門控除、特別付加控除、その他の控除額を含め、4種類あります。
- 基礎控除：以前の3,500元/月から5,000元/月（60,000元/年）に引き上げられます。
- 専門控除：社会保険料と住宅積立金の個人負担分です。
- 特別付加控除：今回の改正で新たに設置された控除項目です。子女教育費、継続教育費、重病医療費、住宅ローン利息/住宅家賃、老人扶養費の5つの特別付加控除項目。
- そのほかの控除：上の3つの控除項目以外に、国務院が公布するその他の控除金額です。



Q3： 特別付加控除の控除額はいくらですか。

項目	範囲	控除額	重要要件									
子女教育費	3歳 → 博士卒業	1名1年12,000元 (1,000元/月)	両親1人ずつ半分控除 Or 両親のどちらか全額控除									
継続教育費	学歴継続教育	教育を受ける期間 4,800元/年(400元/月)	本人控除or両親控除 「国家職業資格目録」 に該当									
	専門技術継続教育	資格取得年度、1 年3,600元										
重病医療費	重病医療 個人負担分 (医療保険内+外)	1納税年度内に個人 負担分が15,000元を 超える場合、1人につ き1年60,000元まで	<ul style="list-style-type: none"> 本人控除 社会医療保険システムに 記録あり 証憑が必要 									
住宅ローン利息	1軒目のマイホームのローン利息	ローンの返済期間に おいて、1家庭1年 12,000元 (1,000元/月)	<ul style="list-style-type: none"> 1軒目のみ控除可能 契約書、ローン返済証憑 が必要 									
住宅家賃	勤務地で住宅を 有さない場合の家賃	都市規模	<ul style="list-style-type: none"> 住宅賃貸契約が必要 住宅ローン利息と住宅家賃のうち、いずれの1項目を控除 									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大</th> <th>中</th> <th>小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年</td> <td>14,400</td> <td>12,000</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>毎月</td> <td>1,200</td> <td>1,000</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>			大	中	小	毎年	14,400	12,000	9,600	毎月
	大	中	小									
毎年	14,400	12,000	9,600									
毎月	1,200	1,000	800									
老人扶養費	60歳以上の両親の扶養費 (法定扶養人)	24,000元/年 (2,000元/月) 兄弟いる場合、兄弟で分担。	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟分担方法は相談可能 扶養対象が控除者を指定可能 扶養対象が数人いる場合、控除額は変わりなく定額 									

全体的な原則

各事項は処理方式を一旦選
定したら、1年以内に変更不
可

控除額は当年度内の控除の
みが認められ、年度を繰越し
での控除が不可

関連情報は個人が提出し、
責任を負う

源泉徴収義務者が手続きを
し、管理を行う責任がある

当局の関連部署が情報を
シェアし、審査に協力

問題が発見された場合、通
報する。状況が重大な場合、
懲戒を行う。



お問合せ先

王銳 Richard Wang
パートナー
中国公認会計士
13590171050
richard.wang@denchi.cn

夏靈芝 Summer Xia
パートナー
米国会計士、MBA
18665330316
summer.xia@denchi.cn

劉真 Vivian Liu
シニアマネージャー
中国公認税理士
18566699791
vivian.liu@denchi.cn

陳静 Jane Chen
マネージャー
中国公認税理士
13265779178
jane.chen@denchi.cn